

総社市美術博物館施設整備事業基金条例をここに公布する。

平成26年6月24日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第15号

総社市美術博物館施設整備事業基金条例

(設置)

第1条 総社市美術博物館施設整備事業に要する経費の財源の一部に充てるため、総社市美術博物館施設整備事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 毎年度基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するため特に必要な場合に限り、予算で定めた範囲でこれを処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(その他)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。